

平成 25 年度第 2 回北広島市市民参加推進会議 会議概要

日 時	平成 25 年 12 月 4 日 (水) 午後 6 時 30 分から午後 8 時 00 分	
場 所	中央会館 2 階学習室	
出席者	委員 (5 名)	伊藤委員、佐藤委員、成田委員、廣瀬委員、高橋企画財政部長
	事務局	川口行政推進課長、杉山主査、宮村主任、高木主事
	傍聴者	なし
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱書の交付 3 市長あいさつ 4 委員、事務局の紹介 5 会長、副会長の選出 6 会長、副会長あいさつ 7 議題 <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成 25 年度市民参加手続きに係る事前評価について (2) 北広島市市民参加条例の改正について 8 その他 <ul style="list-style-type: none"> (1) 事務局からの連絡事項 9 閉会 	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度市民参加実施予定・実施状況評価調書 (7 事業分) ・北広島市市民参加条例の改正について 	

1. 開 会

事務局：定刻になりましたので市民参加推進会議を開催します。

行政推進課の課長の川口と申します。司会進行をさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

2. 委嘱書の交付

事務局：それでは早速ではありますが、上野市長より12月1日付けで北広島市市民参加推進会議委員に委嘱されます5名の方に、委嘱書を交付させていただきます。

市長からお1人ずつお渡しいたしますので、お名前を呼ばれましたら、その場にご起立願います。

《委嘱書の交付を行った。》

3. 市長あいさつ

市 長：今日は、夜分お疲れのところ、北広島市市民参加推進会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいま、委員としての委嘱書の交付をさせていただきました。委員の委嘱にあたりまして、快くお引きうけいただいたことに厚く御礼申し上げます。

また、皆様方には日頃から市政の推進にあたり、ご理解とご協力をいただいておりますことに、重ねてお礼申し上げます次第であります。

北広島市におきましては、長期総合計画に基づいたまちづくりを行っております。現在は、平成23年に多くの市民の皆さんに参加をいただき策定いたしました第5次の総合計画に基づいてまちづくりを進めております。

第5次総合計画につきましては、「希望都市」「交流都市」「成長都市」というめざす都市像を掲げ、その実現に向けてまちづくりを進めております。

また、より多くの市民の皆さんに参加していただきたいと、平成18年に市民参加条例の制定に向けて市民の方々による検討委員会を設置し、平成21年に市民参加条例を制定、施行させていただきました。

委員の皆さま方には、これから市が行っている市民参加に対するご意見、また市民参加の方法に対する評価をしていただき、さらに市民参加によるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

大変お手数をおかけすることになるとは思いますけれども、皆様方のご協力をお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

今日はどうもありがとうございました。

4. 委員、事務局の紹介

事務局：初対面の方もいらっしゃると思いますので委員の皆様には、ここで簡単に自己紹介をお願いし

たいと思います。

《D委員から着席順に自己紹介をした後、事務局の紹介を行った。》

事務局：市長につきましては、この後、公務がありますので、この場をもちまして失礼させていただきます。

5．会長、副会長の選出

事務局：市民参加条例施行規則第8条第1項により会長1名・副会長1名は委員の互選で選出となっておりますが、委員の方から提案はありますでしょうか。

C委員：事務局一任でよろしいです。

事務局：それでは、会長を廣瀬委員、副会長を成田委員にお願いしたいと思います。委員の皆さまの拍手を持って決したいと思います。

委員：《拍手》

事務局：全員異議なしとのことで、会長に廣瀬委員、副会長に成田委員が選出されました。大変恐れ入りますが、廣瀬会長は正面の議長席のほうに移っていただきたいと思います。

6．会長、副会長あいさつ

事務局：それでは、会長副会長から一言ご挨拶をお願いします。

会長：2期目も会長を務めさせていただくことになりました。

この手の会議は、とても静的な状態で事業の様子を見守るのが使命でありますので、あまり動的な、動きがあるような派手なことはしない委員会であります。

ただ、まずはその使命として、その条例に定められた規定をきちんと充足しているかチェックしていくことに大きな意義があります。

また、なかなか税収が上がってこない、どこの市町村でも予算繰りが苦しい中で、市民参加の手続き自体にたくさんの費用や人員をかけるように要請するのは非常に困難な状況であります。

昨年、委員の中で話をしたところでは、すべての事業で市民参加を求めていくのではなく、メリハリをつけて市民に影響のあるものについては、間違いなく市民参加手続きが行われるようにしていきましょと。特に市民にとって不利益が及ばないような条例の改正についてはあまりお金をかけない、人員をかけないような市民参加の方法を考えていまいましょね、というお話もしておりました。

佐藤委員におかれましては、今回が初めてということで、ようこそいらっしゃいました。

みんな分からない状況でやっていますので、仲良くやっていまいましょ。よろしくお願ひします。

副会長：私も2期目でして、前期も副会長を仰せつかっていましたが、会長におんぶにだっこで大変お恥ずかしい状態で、この会議の内容もなかなか私の理解の範囲では難しいものも多々ありました。

私は大曲に住んで30年になります。これからは少しでもお返ししたいという気持ちでいっぱいなのですが、当会議で皆さんと一緒に力を合わせ、いい会議にしていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

事務局：ありがとうございました。

事務局：それでは、議題に入るにあたって、3点お願いがあります。

北広島市市民参加条例において、会議録を作成し公表するよう努めるものと規定されています。会議録の署名につきましては、会議録の内容が正確であることを証明するものですから署名委員を議長が指名することとなっております。議事に入る前に議長にご指名いただきたいと思います。

それと、情報公開条例第20条に会議の公開についての規定がありまして、市政運営の透明性を高めるために、各種の審議会、協議会等の付属機関及びこれに類するものの会議自体が公開で開催されることが必要であることから、その会議を公開するよう努めることとされております。当会議においても、この条例に基づきまして、公開いたしますので、よろしくお願いいたします。

最後に、委員の氏名、選考の区分、任期については条例第9条第4項において公表することとなっておりますので、市のホームページ上に公開します。

以上3点について、よろしくお願いいたします。

事務局：最後に、本会議につきましては、出席委員が過半数を超えておりますので、北広島市市民参加条例施行規則第8条第6項の規定により、会議が成立しますことを事務局より報告いたします。

それでは、これより後の案件につきましては、会長の進行でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

7. 議題

議長：議事を進めるにあたって、事務局よりお話のあった、会議録署名委員の指名を行います。

今回は、議事録署名委員を成田副会長にお願いしたいと思います。成田副会長、よろしくお願いいたします。

(1) 平成25年度市民参加手続きに係る事前評価について

議長：それでは、次第に沿って会議を進めたいと思います。議題1「平成25年度市民参加手続きに係る事前評価」について、事務局から説明を求めます。

事務局：それでは、平成24年度市民参加手続きの事前評価につきましてご説明申し上げます。事前に送付しておりました、「市民参加手続きの実施一覧」と評価調書の記載例をお手元にご用意ください。

市民参加条例では、市の役割として、第4条で「市は、市民参加を進めるため、市政に関する情報を積極的に公開し、市民に対する説明責任を果たすよう努めなければならない、市民参加が継続的に行われるよう、創意工夫に努めなければならない」としております。

また、第6条では市民参加の方法として「ワークショップの開催」「パブリックコメントの実施」「審議会等への付議」「市民説明会の開催」等が示されており、積極的に複数の市民参加手続きを実施するよう求めているところでございます。

本日は、今年度の後期に実施します市民参加手続きにつきまして、事前評価をお願いいたします。

事前評価にあたっての視点としましては、記載例3ページに記載してありますように、

市民参加の方法、組み合わせ、実施時期は適切であるか 市民参加の目的と目標値は適切であるか 市民が参加しやすい工夫がなされているか 市民の意見の取り扱いでなにか留意すべき事項はないかの以上 4 点を中心に意見をいただき、その内容を事業実施担当課の方へお伝えいたします。

また、評価以外に附帯したほうが良いと思われる点がございましたら、事業実施担当課に伝えたいと考えておりますので、是非ともご意見をいただきたいと思います。

「平成 25 年度市民参加手続き実施一覧」をご覧ください。

本日、事前評価していただきますのは、1 枚目「(1)第 2 回北広島市市民参加推進会議で事前評価するもの」にある 8 事業です。当日配布となっております「1-8」と「1-19」につきましては、机の上に置いてありますのでご確認ください。

2 枚目「(2)第 1 回北広島市市民参加推進会議で事前評価したもの」につきましては、概ね予定通りに進行しておりますことを報告いたします。

3 枚目「(3)市民参加手続きを取り下げたもの」につきましては、実施を予定していた市民参加手続きが、備考欄の理由により実施を取り下げいたしましたので、ご報告いたします。

それでは、事前評価につきましてご審議のほどよろしくお願いたします。

議長：ただいま事務局から説明がありましたが、これについて何かご質問はありますでしょうか。

委員：《質問なし》

議長：それでは続けて、説明の方をお願いします。

事務局：《整理番号 1-8「介護支援ボランティア制度実施要綱の策定」の事業概要、市民参加手続きについて説明》

議長：ただいま、整理番号 1-8 について説明がありましたが、質問等はありませんでしょうか。

委員：これでいうところの高齢者とは 65 歳以上という認識でよろしいでしょうか。

事務局：そのとおりです。

議長：質問は他にございませんか。それでは、意見を求めることとします。整理番号 1-8 の事業に関する市民参加手続きについて、評価または特記事項についてご意見はありますか。

委員：《意見なし》

議長：意見は、最後の総括でまとめて話していただいて構いませんので、次に進みます。続いて整理番号 1-13 につきまして事務局から説明をお願いします。

事務局：《整理番号 1-13「北広島市農業振興地域整備計画の変更について」の事業概要、市民参加手続きについて説明》

議長：今の説明に対して質問はありますか。

委員：恵庭土地改良区に聞き取りするということは、北広島市に土地改良区はないということなのではないでしょうか。であれば、北広島市の農業用水については、どこの部署で担当・管理をしているのでしょうか。

事務局：北広島市単独の土地改良区はありません。島松川付近の一部が恵庭土地改良区の区域と

なっています。

C委員：土地改良区であれば、当然、農業用水の管理をされると思うのですが、北広島市単独でないということであれば、その担当はどこがすることになるのでしょうか。

F委員：土地改良区については、施設整備もあるのですが、農業用水は基本的に水利権のある団体が管理します。恵庭土地改良区で北広島市の農業用水、施設を管理しています。

C委員：はい、わかりました。

議長：それでは、整理番号 1-13 の事業に関する市民参加手続きについて、評価または特記事項についてご意見はありますでしょうか。

委員：《意見なし》

議長：では続きまして、整理番号 1-15 番につきまして事務局から説明をお願いします。

事務局：《整理番号 1-15「下水道事業財政計画の策定」の事業概要、市民参加手続きについて説明》

議長：ただいま、整理番号 1-15 について説明がありましたが、質問等がありますでしょうか。

委員：《質問なし》

議長：それでは、整理番号 1-15 の事業に関する市民参加手続きについて、評価または特記事項としてご意見はありますでしょうか。

D委員：下水道事業については、専門性が高く求められていると思います。専門家の方のきちんとした意見を踏まえて、慎重に進めていただきたいと思います。

議長：続きまして、整理番号 1-16 について説明をお願いします。

事務局：《整理番号 1-16「学校施設（体育館）開放事業の使用料に関する条例の制定」の事業概要、予定している市民参加手続きについて説明》

議長：ただいま、整理番号 1-16 について説明がありましたが、質問等がありますでしょうか。

C委員：基本的なことをお伺いするのですが、いま現在、小中学校の体育館を利用するにあたり、申込みはどちらの窓口にどのような形で申請するのでしょうか。

事務局：教育委員会の社会教育課で所管しています。年に 2 回、前期と後期に分けて団体から希望の申請をしていただいて、調整することになっています。

D委員：これは団体だけですか？個人がストレッチやトレーニングをしたい時は使えないのですか？

事務局：学校施設なのでトレーニング器具もないですし、個人の方は総合体育館やファミリー体育館を利用してもらうことになります。学校施設開放は、バレーボール・バトミントン・フットサルなどの室内競技で利用したい団体に貸し出しています。

D委員：私は時々、大曲の夢プラザを利用させてもらうのですが、確か利用者の年齢が高いと半額になったりしたと思いますが、学校開放にもそういった規定はあるのでしょうか。

事務局：まだ、詳細は未定ですが、65 歳以上の高齢者団体の使用料は減免される予定です。札幌市でも暖房費別で 600 円の使用料を徴収している中、アンケートで実際に利用している団体からも「無料という訳にはいかないだろう」という声がありました。利用時間帯は管理人を置かなくてはならない、など管理費もかかりますので、受益者負担の原則から、応分の負担をしていただいて、制度自体を継続していこう、という内容です。

C委員：現時点でどの程度の団体が利用しているのですか？

事務局：市内約 60 団体です。

D 委員：いずれにしても、先ほどの下水道事業もそうですが、市民が費用を負担することになりますので市民の意見を慎重に聞く、専門家からもきちんと意見をもらって、検討してもらいたいです。

議長：質問は以上でよろしいですね。それでは、評価または特記事項としてご意見はありますでしょうか。

委員：《意見なし》

議長：先ほどいただいた D 委員の意見につきましては、事務局と協議した上で、意見として取扱いしたいと思います。

議長：続きまして、整理番号 1-17 について説明をお願いします。

事務局：《整理番号 1-17「北広島市社会教育委員に関する条例の一部改正」の事業概要、予定している市民参加手続きについて説明》

議長：ただいま、整理番号 1-17 について説明がありましたが、質問等はありませんでしょうか。

委員：《質問なし》

議長：それでは、整理番号 1-17 について、評価または特記事項としてご意見はありますでしょうか。

委員：《意見なし》

議長：続きまして、整理番号 1-18 について説明をお願いします。

事務局：《整理番号 1-18「仮称：北広島市暴力団の排除の推進に関する条例の制定」の事業概要、予定している市民参加手続きについて説明》

議長：私、実は司法書士なんですけれども、この条例は司法書士にとって身近な条例です。司法書士が不動産の売買に関する書類を作る場合、あるいは抵当権設定の契約書を作る場合、必ず末尾に当事者は暴力団関係者ではないという誓約の一文を書くようになっていきます。他の場面でも、例えば損害保険の最後の条項にこの暴力団排除条例に係る記載がちゃんとあるんですね。ですから、意外と身近なところでこの条例の影響が出ています。なぜなら、条例の中で「事業者の義務」というものが定められているので、司法書士や保険会社の代理店も事業者ですから、この条例に準じて自分が作る契約書にも誓約の規定を置かなくてはならない。そのような条例です。

議長：ただいま、整理番号 1-18 について説明がありましたが、質問等はありませんでしょうか。

C 委員：実際、北広島市において、暴力団員もしくはそれに類する団体の構成員はいらっしゃるのでしょか。

事務局：暴力団員は北海道に 2,800 人位いて、そのうち 1,000 人位は札幌市にいと聞いています。北広島市には、事務所はありませんが、構成員が数名いと聞いています。

議長：他に質問はございませんね。それでは、整理番号 1-18 について、評価または特記事項としてご意見はありますでしょうか。

委員：《意見なし》

議長：続きまして、整理番号 1-19 について説明をお願いします。

事務局：《整理番号 1-19「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業」の事業概要、予定している市民参加手続きについて説明》

議長：ただいま、整理番号 1-19 について説明がありました。質問等はありませんでしょうか。

委員：《質問なし》

議長：それでは、整理番号 1-19 について、評価または特記事項としてご意見はありますか。

委員：《意見なし》

議長：続きまして、整理番号 1-20 について説明をお願いします。

事務局：《整理番号 1-20「北広島市地域防災計画の修正」の事業概要、予定している市民参加手続きについて説明》

議長：ただいま、整理番号 1-20 について説明がありました。質問等はありませんでしょうか。

委員：《意見なし》

議長：それでは、整理番号 1-19 について、評価または特記事項としてご意見はありますか。

委員：《意見なし》

議長：議題(1)につきまして、事前評価全体を通して何か質問やご意見はありますか。

D委員：やはり費用のかかる事業、介護保険事業計画や体育館の使用料、下水事業もそうですが、市民に費用がかかるような事業は慎重に検討する。それから、技術経験者を含めた広範囲の意見を聞いていただいて、みんなが納得できるような形で策定するように切にお願いしたいです。

議長：他にご意見はございませんか。それでは、以上で議題(1)「平成 25 年度市民参加手続きに係る事前評価について」の審議を終了いたします。

(2) 北広島市市民参加条例の改正について

議長：続きまして、議題(2)「北広島市市民参加条例の改正について」、事務局から説明を求めます。

事務局：《前回会議の審議事項である市民投票条例の改正について報告》
《市民参加条例の改正について別紙資料に基づき説明》

議長：市民参加条例の改正について、改正点が 2 つあるとのことでした。15 条の市民参加推進会議委員の報酬に係る規定と 17 条の条例の見直しの期間。これら事務局の説明についてご質問はありませんでしょうか。

委員：《質問なし》

議長：それでは、お諮りいたします。議題(2)「北広島市市民参加条例の改正について」は、事務局案どおりでよろしいでしょうか。

委員：《異議なし》

議長：それでは異議なしということで、全会一致で承認といたします。

以上で議題(2)「北広島市市民参加条例の改正について」の審議を終了いたします。

8. その他

議長：予定していた議題はすべて終了いたしました。その他ということで事務局から何かございませんか。

事務局：議題（１）の事前評価については、委員の意見を取りまとめたうえ、原課にフィードバックしていきます。それと、細かい文言につきましては、これまで通り会長と協議した中で決めていきたいと考えております。

議題（２）の市民参加条例の改正につきましては、３月の定例会に提案する予定です。それと、今回は平成 25 年度 2 回目の会議でしたが、今年度の市民参加推進会議は、今日で終わりにしたいと考えています。平成 26 年度の会議は、5～6 月の早い段階で事前評価をしていただきたいと思いますと考えております。

また、市民参加が十分ではないという声も聞かれますので、場合によっては市民参加の推進に係る振興策を検討していただく可能性もあります。以上です。

議長：ただいまの事務局の説明について、及び、委員の皆様からご意見ご質問はありますでしょうか。

委員：《意見なし》

４．閉 会

議長：無いようですので、本日の会議はこれで終了といたします。皆さん、お疲れ様でした。

議事録署名委員
